資料編

(1) 住民アンケート結果

【調査概要】

・調査地域 : みやき町全域

・調査対象者 : みやき町に在住している 15 歳以上住民

・抽出方法 :住民基本台帳より、年齢階層に応じて 2,000 名を無作為抽出

および町役場職員 100名

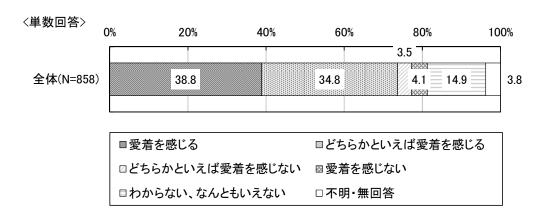
調査期間 : 平成27年8月

・調査方法 ・ 郵送による配布・回収および直接配布・回収

配布数	回収票数	同山城	(B)	有効数	有効	(C)
(A)	(B)	回収率	(A)	(C)	回収率	(A)
2, 100	858		40. 9%	858		40. 9%

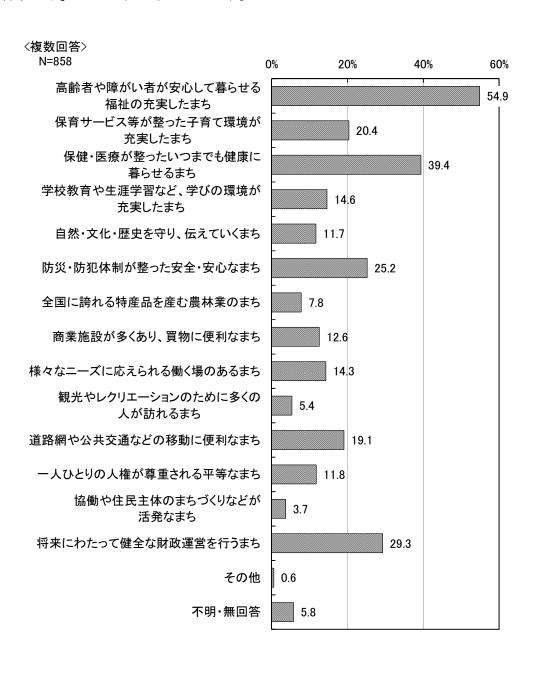
①みやき町に愛着を感じているか

みやき町に愛着を感じているかについてみると、「愛着を感じる」が 38.8%と最も高く、次いで、「どちらかといえば愛着を感じる」が 34.8%、「わからない、なんともいえない」が 14.9%となっています。「愛着を感じる」と「どちらかといえば愛着を感じる」をあわせた 割合が 73.6%と、「愛着を感じない」と「どちらかといえば愛着を感じない」をあわせた 7.6% より 66 ポイント高くなっています。



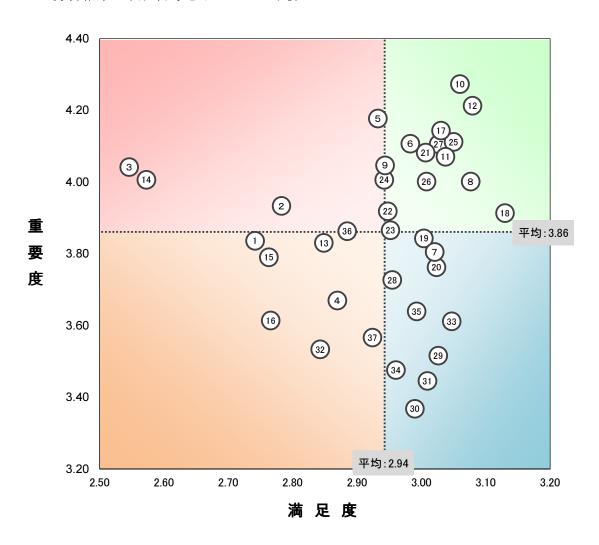
②みやき町が将来どのようなイメージのまちになっていてほしいと思うか

将来どのようなイメージのまちになっていてほしいと思うかについてみると、「高齢者や障がい者が安心して暮らせる福祉の充実したまち」が 54.9%と最も高く、次いで、「保健・医療が整ったいつまでも健康に暮らせるまち」が 39.4%、「将来にわたって健全な財政運営を行うまち」が 29.3%となっています。



下図は、各項目の満足度及び重要度について、回答者の平均値の分布を示したものです。 町の取り組み37項目について回答者の満足度(「満足」、「普通」、「不満」の3段階)と重要 度(「重要」「普通」「重要でない」の3段階)を5点、3点、1点に得点化し、回答者全員 の平均値を項目ごとに算出しました。集計結果については次ページに掲載のとおりです。

満足度・重要度ともに高い項目は「10. みんなが気をつけ、安全を守るまち【防犯】」「12. みんなが気をつけ、安全を守るまち【消防・防災】」などとなっており、「17. 心とからだが元気なまち【健康づくりの基盤整備】」「25. 健やかに子どもが育つ未来のまち【子育て支援】」についても高くなっています。一方、「3. 交流の軸で地域内外を結ぶまち【交通手段の充実】」「14. 次世代を切りひらく新産業のまち」などは重要だと考えられていますが、満足度は低く、特に優先的な取り組みの推進が必要な項目となっています。(〇内の数字は次ページの分析結果の項目番号を示しています。)



「I. 満足度も高く、重要度も高い」「II. 満足度が低く、重要度は高い」 「Ⅲ. 満足度は高いが、重要度は低い」「IV. 満足度も、重要度も低い」

	満足度	重要度
1. 発展の核と特色ある地域をつくるまち	2.74	3.83
2. 交流の軸で地域内外を結ぶまち【道路・交通網の整備】	2.78	3.93
3. 交流の軸で地域内外を結ぶ まち【交通手段の充実】	2.55	4.04
4. 交流の軸で地域内外を結ぶ まち【情報化の推進】	2.87	3.67
5. きれいな水の環境をつくるま ち【下水道の整備】	2.93	4.18
6. きれいな水の環境をつくるま ち【河川】	2.98	4.11
7. 地球にやさしく、美しいまち	3.02	3.80
8. 地球にやさしく、美しいまち【環境衛生】	3.08	4.00
9. 笑顔の子どもが増えるまち	2.94	4.04
10. みんなが気をつけ、安全を 守るまち【防犯】	3.06	4.27
11. みんなが気をつけ、安全を 守るまち【交通安全】	3.03	4.09
12. みんなが気をつけ、安全を 守るまち【消防・防災】	3.08	4.22
13. 絆づくりで意欲あふれる農業 のまち	2.85	3.83
14. 次世代を切りひらく新産業のまち	2.57	4.00
15. 身近なサービスが充実したまち	2.76	3.79
16. 資源を活かし楽しさを発信す るまち	2.77	3.61
17. 心とからだが元気なまち【健康づくりの基盤整備】	3.03	4.14
18. 心とからだが元気なまち【健 康づくり】	3.13	3.91
19. 心とからだが元気なまち【国 民健康保険】	3.00	3.84

	満足度	重要度
20. 生きがいあふれる支え合い のまち【地域福祉】	3.02	3.78
21. 生きがいあふれる支え合い のまち【高齢者福祉】	3.01	4.08
22. 生きがいあふれる支え合い のまち【障がい者福祉】	2.95	3.92
23. 生きがいあふれる支え合いのまち【ひとり親家庭等・低所得者福祉】	2.95	3.86
24. 生きがいあふれる支え合い のまち	2.94	4.01
25. 健やかに子どもが育つ未来 のまち【子育て支援】	3.05	4.11
26. 健やかに子どもが育つ未来のまち【青少年の健全育成】	3.01	4.00
27. 子どもたちが夢を抱き社会に はばたくまち	3.04	4.09
28. いつでも学び、自己実現できるまち【生涯学習】	2.95	3.73
29. いつでも学び、自己実現でき るまち【生涯スポーツ】	3.03	3.52
30. いつでも学び、自己実現できるまち【芸術・文化活動】	2.99	3.37
31. いつでも学び、自己実現できるまち【歴史・伝統文化の保存・活用】	3.01	3.45
32. いつでも学び、自己実現できるまち【国際・地域間交流】	2.84	3.53
33. いつでも学び、自己実現でき るまち【人権】	3.05	3.61
34. 町民主役の開かれたまち【コミュニティ、町民参画】	2.96	3.48
35. 町民主役の開かれたまち 【情報公開、広報・公聴】	2.99	3.64
36. 必要なことに効率的に取り組 む自立のまち【効率的な行 財政運営】	2.88	3.86
37. 必要なことに効率的に取り組む自立のまち【広域行政】	2.92	3.57
平均	2.94	3.86

(2)「未来のみやきづくりカフェ」の実施結果

総合計画の策定を通じて、「みやき未来構想プロジェクト」の周知を図るとともに、「子育て支援のまち」宣言と「健幸長寿のまち」宣言を両輪に、「住んでよかった、住んでみたいと思われるようなまち」をめざし、「町・民協働のまちづくり」を進める機会として、「ワールド・カフェ」方式による語り合いを中心としたワークショップを実施しました。また、策定過程自体をPRすることにより、まちの魅力・取り組みを内外に発信する「シティプロモーション」の視点をふまえたものとしました。

ワークショップの中では「『みやき町が住んでよかった、住んでみたいまち』になるためには」を基本コンセプトに設定し、全3回にわたるワークショップにおいて、「子育て・教育」「健幸・高齢者支援」「情報発信・プロモーション」の3分野について、「語り合い」を行いました。語り合った結果は基本計画の施策などに反映しています。





■ワークショップの内容および開催スケジュール

	開催日時	内容
第 1 回	平成 28 年 1 月 30 日(土) 9:30~11:30 参加者数 50 名	テーマ:「みんなで自由に語りましょう!」 ~みやき町が住んでよかった、住んでみたいまち」になるためには~
第2回	平成 28 年 2 月 20 日(土) 9:30~11:30 参加者数 31 名	テーマ:「みんなでできることを語りましょう!」 ~「みやき町が住んでよかった、住んでみたいまち」になるためには~
第3回	平成 28 年 3 月 13 日(日) 9:30~11:30 参加者数 31 名	テーマ:「みんなでできる具体的な取り組みを語りましょう!」 ~「みやき町が住んでよかった、住んでみたいまち」になるためには~

※開催場所はみやき町役場コミュニティーセンター (こすもす館)

■ワークショップ(第3回)でのご意見

【子育て・教育分野】

- ◎みやき町まるごと家族プロジェクト(1)・・・核家族が多くなっており、コミュニケーションが必要。コミュニケーションを増やすため、児童館などを年中無休で開放する。みんなで情報共有しやすくする。
- ◎みやき町まるごと家族プロジェクト(2)・・・「今こども」と「昔こども」が、自分たちがやって みたい活動を行う場をつくる。
- ◎子育て親育ち(親育て)・・・核家族が多くなっており、異世代間のコミュニケーションが不足。 親になるための勉強会などを行う。これから親になる人には心のケアにもなる。

【健幸・高齢者支援分野】

- ◎高齢者も健康な町づくり 美しい里山づくり・・・高齢者の足腰を改善させるため、植樹活動などを毎年行う。
- ◎元気で暮らす・・・ストレスを解消し長生きするため地域の高齢者の家に集まり、娯楽活動を行う。
- ◎高齢・健康・大家族・・・高齢化が進む中で、健康寿命を延ばすため、鷹取山周辺環境の整備と減農薬農業を行い、将来コウノトリのとぶ山里をつくる。
- ◎若者と高齢者がイキイキする町(1)・・・図書館は文化の殿堂であり、一日癒される場所として 大規模図書館を整備し、子ども~高齢者の集まれる場とする。その後、民間へ移管する。
- ◎若者と高齢者がイキイキする町(2)・・・地域のつながりを深め、「思いやり」によるまちの活性化のため、高齢者が子どもの見守りや伝承(昔)あそびの指導、伝統・地域文化の継承を行い、子どもが高齢者を訪問する。

【情報発信・プロモーション分野】

- ◎公民館が情報発信の場となる・・・みやき町の名所をまわることによって、より多くの人たちにみやき町を知ってもらうため、町内の観光名所をまわる「スタンプラリー」を開催する。
- ◎みやき町の人に愛される「道の駅」⇒「みちくさの駅」「通り道の駅」・・・まちのよさを表現する 博物館(展示館)のような施設を整備する。
- **◎MIYAKI tube[みやつべ]**(ひとめでわかる総合計画ビデオ)・・・住民がみやき町のことを実はよく知らないので、心のこもった町の人が幸せになるプロモーションビデオをつくる。
- ◎庁舎が情報発信の場となる・・・一緒にまちづくりをするため、政策検討過程で住民が意見を伝えるホワイトボードを役場に設置する等、政策決定までの過程を透明化し、声なき声をきく施策づくりをする。
- **②自立・自律のまちづくりをめざす・・・**まちで暮らす人すべてが幸せになるために、恩送り(恩返しではなく恩を渡していく手法運動)で、助けあって分け合うまちをつくっていく。
- **◎みやき町住民によるSNSプロジェクト・・・**町民の声をひろいやすいように、そしてみんなが声を上げることができるように、みやき町のSNSをつくる。

(3) みやき町総合計画審議会条例

平成17年3月1日条例第7号

改正

平成 18 年 6 月 23 日条例第 23 号 平成 19 年 6 月 22 日条例第 16 号 平成 24 年 3 月 16 日条例第 8 号

みやき町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の4第3項の規定に基づき、みやき町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- **第2条** 審議会は、町長の諮問に応じ、みやき町総合計画に関する事項について調査及び審議する。 (組織)
- 第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから町長が委嘱する。 (任期)
- **第4条** 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会長及び副会長)
- 第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- **第7条** 会長が必要と認めるときは、審議会の所掌事項を分掌させるために、審議会に部会を設けることができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会委員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうち部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(幹事)

- 第8条 計画に関する所掌事務に従事させるため、審議会に幹事を置くことができる。
- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。 (庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、総務部企画調整課において行う。



(費用弁償)

第 10 条 委員及び専門委員の費用弁償については、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例(平成 17 年みやき町条例第 29 号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成 18 年 6 月 23 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成 19 年 6 月 22 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 16 日条例第 8 号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

名称	人員	
議会代表	3人	
教育委員会代表	1人	
農業委員会代表	1人	
農協代表	1人	
区長代表	3人	
商工会代表	3人	
婦人会代表	1人	
民生委員代表	1人	
学識経験を有する者	6人以内	

(4) みやき町総合計画審議会委員名簿

名 称	氏 名	備考
	園田 邦広	(前任)
	古賀 通	(後任)
举 众	田中 俊彦	(前任)
議会代表	平野 達矢	(後任)
	岡 友清	(前任)
	益田 清	(後任)
教育委員会代表	田中 俊典	副会長
農業委員会代表	木下 信行	
農協代表	堀 博治	
	森 繁男	(前任)
	山﨑 敞一	(後任)
区長代表	行武 薫	会長
	岡 誠治	(前任)
	中島	(後任)
	糸山 肇	
商工会代表	中村 琢哉	
	弓 米子	
婦人会代表	向井 敏子	
民生委員代表	原口 秋子	
	森田 英德	
	伊藤昭夫	
学識経験を有する者	牟田 泰子	
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	石橋 裕子	
	米倉 慶子	
	岡あやこ	

(5) 策定経過

日付	内容
平成 27 年 6 月 30 日	第1回総合計画幹事会
8月中	総合計画町民アンケート調査実施
8月10日	第1回総合計画審議会
11月17日	第2回総合計画幹事会
11月30日	第2回総合計画審議会
平成 28 年 1月 30 日	未来のみやきづくりカフェ(第1回)
2月20日	未来のみやきづくりカフェ(第2回)
3月13日	未来のみやきづくりカフェ(第3回)
3月22日	第3回総合計画幹事会
3月30日	第3回総合計画審議会
12月21日	第4回総合計画幹事会
12月26日	第4回総合計画審議会
平成 29 年 1月13日	第5回総合計画審議会
1月19日	第5回総合計画幹事会
1月26日	第6回総合計画審議会
2月6日~19日	パブリックコメント実施

(6) 諮問 · 答申

1. 諮問

み 企 第 520 号 平成27年 8月10日

みやき町総合計画審議会長 様

みやき町長 末 安 伸 之

第2次みやき町総合計画について(諮問)

第2次みやき町総合計画について、みやき町総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の調査及び審議を求めます。

2. 答申

平成29年3月 2日

みやき町長 末安 伸之 様

みやき町総合計画審議会 会長 行 武 薫

みやき町総合計画について(答申)

みやき町総合計画審議会条例第2条の規定により、平成27年8月10日付けみ企第520号をもって諮問されたみやき町総合計画については、当審議会において審議した結果、別冊「第二次みやき町総合計画」のとおり答申いたします。

(7) 用語集

No.	項目	内容
		民間研究機関日本創成会議が発表した、2010 年からの 30 年
1	消滅可能性都市	間で、20~39 歳の女性の人口が 5 割以上減少する都市のこと
		で、全国で896市区町村が該当します。
		Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービ
2	SNS	ス)の略語で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニ
	3113	ティ型の会員制のサービス、あるいはそういったサービスを提供
		するウェブサイトのことです。
		Information and Communication Technology(インフォメーション
3	ICT	アンド コミュニケーション テクノロジー)の略語で、情報処理や
		通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称です。
		行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実
		現のための社会基盤です。 マイナンバーは、社会保障、税、
4	マイナンバー制度	災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有
		する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活
		用されます。
	 健幸マイレージ制度	マイル(ポイント)を活動の単位として、日々の生活記録や健康
5	(みやき健幸マイレージ)	に関するイベントに参加した場合に、一定期間内にマイルが付
	(の)、こ (選手・10)	与される制度です。
6	P M2. 5	大気中に浮遊する粒子状物質で、その大きさが 2.5 μ m 以下の
	1 1012. 0	粒子のことを言い、健康被害が懸念されています。
		治療と予防医療の両面から対症療法・原因療法を相互発展・連
7	統合医療	携させていくことで生活の質QOL(Quality of Life)の向上を図
		る医療のことです。
		健康上の問題がない状態で日常生活を送ることができる期間を
		言います。健康寿命を算出する方法はいくつかありますが、本
8	健康寿命	計画においては、要介護2~5の認定者数を用いる方法を採用
		しています。また、今回の計算では 65 歳の人の健康寿命を算
		出しています。
		Private Finance Initiative の略語で、公共施設等の建設、維持
9	PFI	管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用
		して行う手法のことです。
10	合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に生む子どもの平均の数を言います。
		農産物を生産する1次産業と、それを加工する2次産業(製造
11	6 次産業化	業)、加工製品を流通・販売し、消費に結びつける3次産業(流
		通、情報、サービス等)を一体的に発展させる産業のことです。

12 認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善 村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のご Internet of Things(モノのインターネット)の略語で 機器だけでなく、さまざまなモノがインターネットににし、モノ同士が相互に制御する仕組みです。 農家民泊・グリーン 農家等に滞在し、農業等の体験やその地域の自然に触れて楽しむ旅行の形態の一つです。 学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や性	とです。 で、情報・通信 こつながるよう 然や伝統など
村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のご Internet of Things (モノのインターネット) の略語で 機器だけでなく、さまざまなモノがインターネットに にし、モノ同士が相互に制御する仕組みです。 農家民泊・グリーン 農家等に滞在し、農業等の体験やその地域の自然に に触れて楽しむ旅行の形態の一つです。	で、情報・通信 こつながるよう 然や伝統など
13 I o T 機器だけでなく、さまざまなモノがインターネットににし、モノ同士が相互に制御する仕組みです。 14 農家民泊・グリーン 農家等に滞在し、農業等の体験やその地域の自然に触れて楽しむ旅行の形態の一つです。	こつながるよう
にし、モノ同士が相互に制御する仕組みです。	然や伝統など
14 農家民泊・グリーン 農家等に滞在し、農業等の体験やその地域の自然に触れて楽しむ旅行の形態の一つです。	
14 ツーリズム に触れて楽しむ旅行の形態の一つです。	
に触れて楽しむ旅行の形態の一つです。	凶みの相談に
学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や情報を	凶みの相談に
15 スクールカウンセラー 応じるとともに、教師や保護者に対して指導や助	言を行う専門
家です。	
高齢者などが要介護状態になるのを防ぐとともに 介護予防	、要介護状態
の人が悪化するのを防ぎ、改善を図ることです。	
Civil Society Organizations(市民社会組織)の略詞	語で、NPO法
17 CSO 人、市民活動・ボランティア団体(以上志縁組織)	に限らず、自
治会·町内会、婦人会、老人会、PTA(以上地縁系	組織)といった
組織・団体も含めた組織です。	
すべての住民が互いに人権を尊重し、地域におい	いて支えあい、
18 地域福祉 助けあって誰もが住み慣れた地域で安心して暮ら	らせるような地
域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。	
高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で、自分は	らしい暮らしを
19 地域包括ケア 人生の最期まで続けることができるよう、地域の包	括的な支援・
サービスを提供することです。	
年齢や身体の状況などに関わらず、誰もが安全に	に使いやすく、
20 ユニバーサルデザイン わかりやすい、暮らしづくりのために、ものや環境・	サービスを設
計デザインすることです。	
21 ノーマライゼーション 障がいのある人もない人も、互いに支えあい、地域	なで生き生きと
明るく豊かに暮らしていける社会を目指すことです	
22 ワーキングプア 正規雇用者と同様にフルタイムで働いても貧困状	態にある就業
者のことです。	
自然的·社会的条件、人口、産業、土地利用、交流	通量等の現況
23 都市計画区域 とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的	」に整備し、開
発し及び保全する必要のある区域として指定された	たものです。
ICTの普及とともに、ウイルス、学校裏サイト、個人	を特定した不
24 ІСТリテラシー 当請求等の問題が生じていますが、そういった問題	題を回避し、I
CTを安全に使う能力のことです。	
25 パブリックコメント 条例や行政計画等を決めようとする際に、あらか	じめその案を
治度 公表し、町民から広く意見を募集する手続きのこと	です。

第二次みやき町総合計画

編集・発行:みやき町 企画調整課

〒849-0113

佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 737-5

TEL:0942-89-1655 FAX:0942-89-1650